

道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の
留意事項等について

平成31年 3月27日付け警察庁丁交指発第51号、丁交企発第92号
及び丁運発第57号
警察庁交通局交通指導課長、警察庁交通局交通企画課長及び警察庁
交通局運転免許課長から各管区警察局長、警視庁交通部
長及び各府県警察（方面）本部長あて

（概要）

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）附則第1条第1号に掲げる規定が平成25年12月1日から施行されることに伴い、このうち、無免許運転等の禁止、自転車利用者による違反行為の交通指導取締り上の留意事項等について通達するもの。